

○財務省告示第三十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年五月十五日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
令和元年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第六十  
二回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
価格競争

七										六																
イ					ロ					イ					ロ											
払込金					競争入札					競争入札					競争入札											
行	争	非	者	特	国	入	価	格	競	争	非	者	特	国	入	価	格	競	争	非	者	特	国	入		
札	格	第	加	場	札	格	競	争	額	札	格	第	加	場	札	格	競	争	額	札	格	第	加	場	札	
発	行	I			発	行				発	行	I			発	行				発	行	I			発	
					千	五				で	た	条	特	三	債	の	に	八	つ	定	う	額				
					三	千				千	利	第	一	十	に	規	関	億	い	に	ち	面				
					百	六				三	付	一	会	一	つ	定	す	九	て	基	、	金				
					十	百				百	国	項	計	億	い	に	る	千	は	、	財	額				
					三	億				二	債	の	に	百	て	基	法	八	、	政	法	で				
					億	八				十	四	規	関	九	は	、	律	百	額	、	第	五	千			
					千	五				四	億	定	す	十	、	第	五	万	額	、	四	条	第	一		
					億	九				、	、	基	に	五	面	発	行	十	、	利	付	した	利	付		
					五	十				額	、	づ	に	万	金	行	六	、	額	、	千	五	千			
					二	万				面	金	き	法	第	額	で	六	、	、	三	十	億				
					万	円				金	額	行	律	四	、	付	、	、	、	十	億	円				
										額	し	行	第	十	六	国	項	計	十	規						

もこのからその応募額を順次割り  
 当てる。特別参加者ごとの応  
 募限度額の範囲内において各申  
 込みの応募額を割り当てる。

八	最低額面金	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行日	令和元年五月十五日
十一	発行価格	額面金額百円につき九十九円二
十二	入札発行競争	額面金額百円につき九十九円二
十三	特別参加者・第I	額面金額百円につき九十九円二
十四	非競争入札発行	額面金額百円につき九十九円二
十五	経過利率	年〇・五パーセント
十六	利息の払込み	募入金決定の通知を受けた者は、
十七	利率	算出した金額を第二十号に規定す
十八	利率	る。払込みの金額は、
十九	利率	る。額面金額の総額 $\times \frac{0.5}{100} \times \frac{56}{365}$
二十	利率	し、次の算式により算出した金額
二十一	利率	額を支払う。ただし、支払期が
二十二	利率	の翌営業日に支払う。以下、
二十三	利率	号及び第十六号において規定す
二十四	利率	る。額面金額 $\times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

令和元年五月十五日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 令和三十一年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期におい を支払う。 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日